

質問に対する回答

業務名：あいち性と妊娠相談ほっとライン（SNS）相談支援業務

番号	質問内容	回答
1	保有財産がなく、事業獲得が決定したのちの資金調達となります。契約の支払時期が事業完了後となっておりますが、年度内に支払いをいただくことは可能でしょうか。	本業務の委託料については、委託契約により支払い金額が確定することを条件に、地方自治法施行令第163条により前金払できる経費として認められています。